

岡崎市PTA連絡協議会個人情報取扱規則

(目 的)

第1条 この規則は、岡崎市PTA連絡協議会（以下「協議会」という）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本会の活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(責 務)

第2条 協議会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定 義)

第3条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 協議会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 協議会における個人情報の取扱者は、役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取 得)

第7条 協議会は、書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を本人に明示する。

(周 知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙、ホームページ等で会員に周知する。

(利 用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （1）役員・理事等の名簿の作成
- （2）委員選出、並びに役員等の推薦活動
- （3）広報誌、ホームページ、市P連の歩み等への掲載
- （4）各種研修会、大会等の参加者把握
- （5）その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第10条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第11条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 12 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報の含まれる文書等については、鍵のかかる場所で保管することとする。個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(情報の開示等)

第 13 条 協議会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに対応する。

(漏えい時等の対応)

第 14 条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(苦情の処理)

第 15 条 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 正)

第 16 条 この規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、この規則を改定した場合は、第 8 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

1. この規則は、令和 7 年 5 月 8 日から実施する。